商法総則・商行為法Ⅰ　開講にあたって

担当者：伊藤靖史（mail：yaito@mail.doshisha.ac.jp）

　＊科目名：2012年度生までの受講生にとっては「企業取引法の基礎」

1.受講上の注意

・私語厳禁

・携帯電話は音を出さないように設定すること

・途中入退室は、やむを得ない事情がある場合を除いて、禁止

・原則として始業ブザーが鳴り終わるとすぐに開始、可能なら所定の時間の10分前に終了

・最新版の六法を毎回持参すること

2.成績評価――期末試験100％

3.プリント――毎回配布。1度しか配らない（→5.参照）

|  |
| --- |
| ＊プリントでの法令条文、判例･裁判例の略称など商法→商、消費者契約法→消費契約、特定商取引法→特定商取引、割賦販売法→割賦、金融商品販売法→金販、民法→民　など（有斐閣の六法の略語に従う）法令名の後、条数＝算用数字、項数＝ローマ数字、号数＝丸囲み数字例）会社法362条2項2号→会社362Ⅱ②　会社法390条2項柱書ただし書→会社390Ⅱ柱但判例・裁判例例）最高裁判所平成16年6月10日判決民集58巻5号1178頁→最判平16・6・10民集58-5-1178 |

4.文献

・テキスト：次のうちいずれか1つ

　近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』(有斐閣、2013年）

　落合誠一＝大塚龍児＝山下友信『商法Ⅰ―総則・商行為〔第5版〕』（有斐閣、2013年）

・参考文献：江頭憲治郎『商取引法〔第7版〕』（弘文堂、2013年）

5.情報公開――HP「伊藤研究室」　http://www1.doshisha.ac.jp/~yaito/

・講義の細目次、参考文献の該当箇所

・過去のプリントのダウンロード

・過去の試験問題・解答

6.講義計画

|  |
| --- |
| A.商法の総論と商法総則1.商法の総論2.商人と商行為3.商業使用人と代理商4.商業登記5.商号6.営業とその譲渡＊法分野としての商法は、どのような歩みを経てきた分野で、全体としてどのような特徴を持つのだろうか。このような商法全体の総論にあたる説明の後で、商法総則（商法第1編）・会社法総則（会社法第1編・第7編第4章）のルールを説明する。「総則」とはいうものの、民法総則と同様の意味での総則ではなく、むしろ、企業の取引を円滑にするための様々な制度が定められていると考えてもらえばよい。B.消費者法7.消費者契約の総論8.消費者契約法9.消費者契約についての特別法10.消費者契約に関連するその他の法＊消費者法といわれる法分野に属する様々な法律が、企業の行う取引のうち、企業と消費者の間の契約（消費者契約）に関する特別のルールを定める。それらのルールは、消費者契約のどのような点に着目したものなのだろうか。また、民法が定める契約一般についてのルールに比べて、どのような点で異なるものなのだろうか。 |